議案第108号

さいたま市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について さいたま市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。 平成22年6月2日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

さいたま市老人福祉センター条例(平成13年さいたま市条例第146号)の一部 を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後 改正前 (名称及び位置) (名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりと 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりと する。 する。 名称 位置 名称 位置 [略] [略] 槻寿苑 槻寿苑 [略] [略] 仲本荘 さいたま市浦和区東仲 町28番15号

附 則

この条例は、平成23年5月1日から施行する。